七

分野　電子署名に関する事項
小分野
産業分類
関連する義務
措置
概要　内国民待遇（第二条）
1　「電子証明書の外国の発行者」の登録は、電子署名法（二千一年）に定める追加的条件の対象となり得る。
2　「電子証明書の外国の発行者」以外の電子証明書の発行者の登録には、イスラエルの国民若しくは永住者又はイスラエルにおいて設立される企業であってイスラエルに主たる業務及び事業の中心地を有するものであることが必要とされる。

八

分野　観光業
小分野
産業分類
関連する義務
措置　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
観光サービス規則（観光ガイド）（千九百六十七年）第二条
観光サービス法（千九百七十六年）第三条
概要　観光ガイドの免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。

九

分野　農業
漁業
産業分類
関連する義務
措置　漁業規則（千九百三十七年）第二条から第三条まで
概要　漁業免許の発給、継続及び変更には、農業省の承認が必要とされる。イスラエルは、漁業規則（千九百三十七年）に基づき、外国の国民又は企業に対して漁業免許を発給しない権利を留保する。

十

分野　通信業
小分野　国内用固定回線サービス、国際通信サービス並びに無線通信サービス及び携帯電話サービス
産業分類
関連する義務
内国民待遇（第二条）
経営幹部及び取締役会（第七条）
措置　通信規則（電気通信及び放送）（国内用固定回線電気通信サービスの提供のための包括免許を取得するための手続及び条件）（二千年）第十一条
通信法（電気通信及び放送）（千九百八十二年）第四条から第四条Hまで及び第六条から第七条まで
通信規則（電気通信及び放送）（統合された包括免許を取得するための手続及び条件）（二千十年）第十条
概要　1　国内用固定回線サービスを提供する企業において、
(a)　外国人による持分は、八十パーセントに制限される。
(b)　取締役の七十五パーセントは、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。
(c)　代表取締役は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。
2　国際通信サービスを提供する企業において、
(a)　外国人による持分は、七十四パーセントに制限される。
(b)　取締役の過半数は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。
(c)　代表取締役は、イスラエルに居住するイスラエルの国民とする。
(d)　当該企業は、イスラエルにおいて設立されるものとし、イスラエルに主たる業務及び事業の中心地を有するものとする。
3　無線通信サービス及び携帯電話サービスを提供する企業において、
(a)　外国人による持分は、八十パーセントに制限される。
(b)　取締役の過半数は、イスラエルの国民とする。
(c)　当該企業は、イスラエルにおいて設立されるものとし、イスラエルに主たる業務及び事業の中心地を有するものとする。

十一

分野　通信業
小分野　放送業
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
経営幹部及び取締役会（第七条）

十二

分野　法律サービス
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
弁護士協会法（千九百六十一年）第二十条、第四十二条及び第九十八条から第九十八条Mまで
措置　1　外国の法律事務所の支店は、弁護士協会法（千九百六十一年）に規定する少なくとも一人のイスラエルの免許を有する弁護士又は外国人の弁護士を雇用し、及び同法に定める条件に従う場合に限り、イスラエルに設立することができる。
2　イスラエルの弁護士としての免許を取得するためには、イスラエルの国籍若しくは永住権又はイスラエルにおける一時的な居住が必要とされる。
概要　3　商業的なテレビ放送及び地方のラジオ放送の運営のための特許を有する者における支配の手段の少なくとも五十一パーセントは、イスラエルに居住するイスラエルの国民が保有しなければならない。
4　テレビ放送（衛星放送及び有線放送を含む。）に関し、免許又は特許に基づいて運営される放送を行う企業は、その年次予算の一定の額を［措置］に掲げる法令に規定する現地における制作のために使用し、そのように制作されたものを放送することを約束する。

十三

分野　探偵サービス
小分野
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　私立探偵及び警備サービス法（千九百七十二年）第四条、第九条から第十一条まで及び第十三条
概要　1　私立探偵の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権を必要とする。
2　探偵企業の所有権は、免許を有する私立探偵のみが保有することができる。

十四

分野　金融サービス
小分野　税理士、通関士、保険業、ノンバンクの信用機関、公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ、決済サービス
産業分類
関連する義務　内国民待遇（第二条）
経営幹部及び取締役会（第七条）
措置　通関士法（千九百六十四年）第四条
金融サービス監督法（年金に関するコンサルタント業、マーケティング及び清算）（二千五年）第五条及び第六条
税理士による代理の規制法（二千五年）第十条
概要　金融サービス監督法（規制される金融サービス）（二千十六年）
1　税理士の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。
2　通関士の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。
3　年金保険のコンサルタント又は代理人の免許を取得するためには、イスラエルの国籍又は永住権が必要とされる。